## 委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月12日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事•市区町村長等	
	○知事 ●市区	町村長等
2. 都道府県名	奈良県	
3. 市区町村名	大淀町	
4. 届出番号	8	
5. 独自利用事務の事例番号	74-1	
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.town.oyodo.lg.jp/contents_detail.php?frmId=557	

執行機関名 大淀町長

子どもの医療費助成に関する事務

## 1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童手当法による児童手当又は特例給付(同法附則第二条第一項に規定する給付をいう。以下同じ。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	大淀町福祉医療費資金貸付要綱に関する資金の貸付に関する事務であって規則で定めるもの(子ども医療費助成条例(昭和48年10月大淀町条例第28号)の受給者資格を有する者への資金の貸付に関する事務)
②番号法別表第1の項	56	
③番号法別表第2の項	74	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び① の該当部分		大淀町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年12月大淀町条例第19号)別表第一第5の項大淀町福祉医療費資金貸付要綱に関する資金の貸付に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規 定されている箇所	児童手当法第1条	大淀町福祉医療費資金貸付要綱第1条及び第2条

	第七条第一項 に規定する子ども・子育て支援の適切な実施を図るため、父母 その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識 の下に、 <u>児童を養育している者</u> に児童手当を支給することにより、 <u>家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的</u> とする。	第1条 この要綱は、福祉医療費助成条例等の規定に基づく福祉医療費助成金の 受給者資格を有する者のうち、医療機関等に対して支払わなければ成らない医療 費一部負担金等(以下「一部負担金等」という。)の支払が困難な者に対して、一部 負担金等の支払いに充てる資金(以下「資金」という。)を貸付けることにより、生活の 安定と自立を促すことを目的とする。 第2条 第1条に規定する福祉医療費助成条例等は、次に定めるものをいう。 (1) 大淀町子ども医療費助成条例(昭和48年10月5日大淀町条例第28号) (2) 大淀町心身障害者医療費助成条例(昭和48年10月5日大淀町条例第27号) (3) 大淀町ひとり親家庭等医療費助成条例(昭和48年3月20日大淀町条例第9号) (4) 大淀町重度心身障害老人等医療費助成要綱
⑦独自利用事務の関連規範		大淀町福祉医療費資金貸付要綱